

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 寄附金と改正

Q：寄附金の取扱いについて改正があったようですが、その内容を教えてください。

A：一定の寄附金については、利益又は剰余金処分による経理でも、損金の額に算入できることになりました。

### 【解説】

法人が支出した寄附金については利益処分による経理をすると、たとえ国又は地方公共団体に対する寄附金とか指定寄附金であっても、一切損金の額に算入されないことになっています。

これは、寄附金のような法人の事業に直接関係のない支出は、法人の経理に従って支出の意図を形式的に判断するからで、法人自らが利益の分配による贈与であり費用でないというのであれば、税務もそのとおりと考えるというものです。

今回の改正で、国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金については、利益又は剰余金の処分による経理をした場合でも損金の額に算入できるとされました。

これは、公益の増進に貢献する団体等に対する寄附金についてまで会社経理に従う必要性は乏しく、むしろそうした寄附金は経費性の有無とは関係なく損金算入を認めるべきであるとの考え方から、改正されたものです。

上記の改正は、平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

